

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和 2 年 2 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

### 第 1 監査の対象

公益社団法人 平戸市シルバー人材センター

### 第 2 監査の期間

令和 2 年 1 月 17 日 (金)

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等 (指定管理者)  
監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の、管理事業に関する出納その他の事務の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係者から説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し実施した。

- ① 施設は関係法令 (条例を含む) の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
- ④ 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成 29 年度及び平成 30 年度の事業のうち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、所管課にあっては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては、所管課の指導に応じた適切な措置を講じられたい。その他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。意見は次のとおりである。

### 【意見】

#### 備品の管理について

平成 28 年度に締結した、平戸市シルバーワークプラザの管理に関する基本協定書の貸与備品一覧表に、既に使用不能となったエアコン等が記載されている一方で、新たに設置されたエアコン等の備品が記載されていなかったため、貸与備品については市所管課と協議のうえ精査されたい。

## 第6 むすび

平戸市シルバー人材センターの会員数は、平成 31 年 3 月 31 日現在 263 人（男 178 人、女 85 人）、平均年齢は 71.5 歳で、過去 3 年間の会員数、平均年齢はともに微増となっている。

平成 30 年度の契約金額は受託事業で 108,800 千円（72%）、派遣事業で 42,588 千円（28%）となっている。なお、受託事業のうち公共と民間の割合は 45.3%と 54.7%、派遣事業では 83.2%と 16.8%となっており、派遣事業で公共の割合が高いのは公共施設等への宿日直業務が多いのが要因である。

国は、受注する仕事については、地方公共団体からの仕事に過度に依存する運営にならぬよう努めることとしているが、民間事業者が少ないという地域性もあり、平成 29 年度から訪問型サービス B 事業を受託するなど、積極的に仕事の確保に努めている。

平戸市からの平成 30 年度高年齢者就業機会確保事業費補助金は 11,160 千円で、年度末の財務状況としては、運転資金としての現金預金が 9,106,038 円、特定資産として減価償却引当金が 5,564,326 円、30 周年記念事業引当金が 300,000 円とし、少額ながら毎年増加しているため流動資産を確保し安定した経営の維持に努めている。

むすびに、平成 28 年度から平成 30 年度までの会員の仕事での傷害及び賠償事故は平成 28 年度に 2 件と 3 件、平成 29 年度は 4 件と 4 件、平成 30 年度は 8 件と 1 件となっている。安全就業心得にもあるように、作業は安全第一を心がけ、健康な状態で就業し、これからも高齢者の就業拡大につなげ、地域貢献に資するよう希望するものです。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。